

コロンビア共和国 (Republic of Colombia)

通 信

I 監督機関等

1 情報技術通信省 (MINTIC)

Ministry of Information Technology and Communication

Tel.	+ 57 1 344 34 60
URL	https://www.mintic.gov.co/
所在地	Edificio Murillo Toro Cra. 8a entre calles 12 y 13, Bogotá, COLOMBIA
幹 部	Sandra Milena Urrutia Pérez (大臣 / Minister)

所掌事務

情報通信技術及び通信全般にかかわる政策策定のほか、事業者の登録や周波数利用許可の付与を所掌する。

2 通信規制委員会 (CRC)

Communication Regulation Commission

Tel.	+ 57 1 319 83 30
URL	https://www.crcom.gov.co/
所在地	Calle 59 A bis No.5-53. Edificio LINK Siete Sesenta Piso 9 Bogotá, COLOMBIA
幹 部	Paola Andrea Bonilla Castaño (委員長 / Executive Director)

所掌事務

1994年に設立された通信分野の独立規制機関で、競争市場推進の原則に基づき、主に以下を所掌する。

- ・相互接続管理
- ・料金規制
- ・機器の技術基準策定、型式認定
- ・紛争処理
- ・消費者保護

また、2020年2月より、「2019年法律第1978号（Law 1978/2019、通称 ICT 近代化法）」に基づき、郵便及び放送分野も CRC の所掌分野となった。

II 法令

2009年法律第1341号（Law 1341/2009）

通信分野の基本法令であり、監督機関の所掌の定義のほか、相互接続基準、周波数の有効利用等の原則を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

「2009年法律第1341号」第15条が、通信網の運用又は通信サービス提供には、MINTIC への事前の届出が必要であり、MINTIC は申請書類を審査、ICT 事業者登録を行うと規定している。周波数の利用に際しては、同法の2019年改正第11条により、別途 MINTIC が発行する周波数利用許可（20年間）を取得しなければならない。

コロンビアの通信市場参入に対する外資規制は存在しない。

2 競争促進政策

（1）相互接続

「2009年法律第1341号」第50条により、通信事業者は他の通信事業者の要求があった場合、CRC の定める条件に従い相互接続に応じることとされている。同条は接続提供の際の基本要件を、①非差別的取扱、②透明性、③コストベースの料金設定、④自由競争の維持、⑤支配的地位の濫用の回避、⑥サービスの質の維持、と定めている。上記の条件に対する違反は、相手側の訴えにより処罰の対象となる。

（2）卸売提供制度と MVNO 促進政策

固定・移動とも市場支配的事業者に関する規定は存在するが、2022年半ばの規制機関のサイト等では、回線卸売やネットワーク共有等に関して、実例に対する適用に関する報告はない。

MVNO の市場参入は自由であり、規制機関は他の産業からの参入者とネットワーク事業者との交渉の仲介に積極的で、2023年時点で17社がサービスを実施している。

（3）支配的事業者規制

「2007年政令第2870号（Decreto 2870 de 2007）」により、CRC は通信各市場で定期的に市場分析を実施、市場支配的事業者を指定することができる。市場

支配的事業者は、相互接続その他、自社の所有する施設の他事業者による利用に対し、非差別的条件かつコストベースの料金で応じることとされている。

2013年1月から、CRCは移動体通信市場に非対称規制を導入、市場支配的事業者クラロ・コロンビア（Claro Colombia）の通話着信料金（卸）基準を他の事業者の基準以下に設定することを義務付けた。

3 情報通信基盤整備政策

（1）ユニバーサル・サービス

市内通話及びブロードバンド接続がユニバーサル・サービスと規定されている。サービスの財源として、MINTICの管理による「情報通信技術基金」が設定されており、通信事業者は年間収入のうち、MINTICの定める割合の額を基金に拠出する義務を負う。

（2）デジタル・ディバイド解消

政府は2018年、「すべての人々のためのデジタルの未来」という表題で、2022年までの国家デジタル化政策を発表した。この政策は、官民協力に基づき、国民のすべてがブロードバンド接続とそれに伴う各種ICTサービスを楽しむことを目標としている。インフラ面でのディバイド解消政策としては、ルーラル地域でのコミュニティ・アクセス・センターの設置、公共機関でのWi-Fi接続サービスの普及等があり、また公立学校での接続環境の改善が急務とされた。

4 ICT政策

MINTICは2018年、政府の国家デジタル化政策に呼応して、「通信戦略2019～2022」を発表した。この戦略は、情報通信技術の普及、それに伴うデータの拡散からの消費者保護、ICT技術開発のために通信事業者の拠出金で運営される基金の設置、ICT教育の普及、コンテンツ産業への支援、通信・放送サービスを通じたICT技術へのアクセスの容易化等を目標に、同省がそれぞれの目標の達成に果たす役割を規定している。

5 消費者保護政策

CRCは2011年後半から、移動体通信事業者との契約関係につき、一連の消費者保護措置を導入している。2011年には移動体通信事業者にSIMロック解除を義務付けた。2013年4月からは、プリペイド契約につき、契約期間を最低60日とすること、契約時に各サービスの料金の詳細を契約者に通知すること、カードの有効期限の終了の際には、少なくとも24時間前に契約者に通知することとした。

ポストペイド契約については、2014年7月、通信サービス契約と端末の抱き合わせ販売を禁止、契約と同時に端末を購入する消費者に対しては、サービス契約料金と端末料金を別建てで提示することと定められた。既存の販売奨励金付き契約については、最低契約期間の終了まで有効とされるが、各月の請求書に、端末

購入料金に関する明細を明記することとされている。

CRC はまた、ポータルサイトを通じて、一般利用者向けの各種 ICT サービス利用案内、苦情受付、料金比較等を提示している。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

無線機器の基準認証は、「2009 年法律第 1341 号」第 22 条により、CRC の責務とされている。CRC は、コロンビアにおける電気通信ネットワーク及びサービスにかかわる設備、端末等の重要な機器について、基準を策定し認証を行うとされ、認証を行う国内及び国際機関を指定すると規定されている。

V 事業の現状

1 固定電話

PSTN 方式の固定電話の加入者が減少を続ける一方で、ブロードバンド接続プロバイダによるトリプルプレイの伸長から、IP 電話利用が伸びており、2022 年には加入者数が 578 万を超えている。

PSTN 方式は、Empresa de Telecomunicaciones de Bogota (ETB：市内・長距離・国際)、Empresas Municipales de Cali (EmCali：市内) の国営 2 事業者、スペインの総合通信事業者テレフォニカ (Telefonica) の子会社テレフォニカ・コロンビア (Telefonica Colombia、ブランド名：モビスター (Movistar))、EPM と Millicom International Cellular (MIC) の合弁会社ティゴ・コロンビア (Tigo Colombia) により提供されている。一方、VoIP 方式は、ETB、クラロ・コロンビア及びティゴ・コロンビアにより提供されている。

2 移動体通信

移動体通信市場ではクラロ・コロンビア、モビスター・コロンビア (Movistar Colombia)、ティゴ・コロンビア、Avantel 等がサービスを提供している。MVNO は 17 社がサービスを提供しているが、ヴァージン・モバイル・コロンビア (Virgin Mobile Colombia) と Movil Exito で約 90% 以上のシェアを占めており、2022 年 12 月末現在の加入者合計は 445 万、移動体通信市場全体に占める加入者シェアは 6.1% である。

LTE サービスについては、モビスター・コロンビア及び Avantel が 1.7GHz 帯、ティゴ・コロンビアが 700MHz/1.7GHz 帯、モビスター・コロンビア、クラロ・コロンビアが 700MHz/2.5GHz を取得、2013 年 12 月以降、商用サービスを開始し、全国の都市部で利用が可能になっている。2023 年 9 月時点の加入者合計は約

5,294 万である。

5G サービスについては、2020 年 1 月にクラロ・コロンビア、モビスター・コロンビア、ティゴ・コロンビア及び ETB に 3.5GHz 帯の暫定免許が付与され、各社ともトライアルを実施している状況である。

3 インターネット

2023 年 9 月現在の加入件数は約 795 万で、主要 ISP はクラロ・コロンビア（ケーブル、FTTH）、ティゴ・コロンビア（ケーブル、ADSL）、モビスター・コロンビア（ADSL、FTTx）、ETB（ADSL、FTTH）で、この 4 社で市場シェアの約 80% を占めている。接続方式のシェアは ADSL が約 8.7%、ケーブルが約 57.2%、光ファイバが約 29.4% となっている。

VI 運営体

テレフォニカ・コロンビア

Telefonica Colombia

Tel.	+ 57 1 6500000
URL	https://www.movistar.co/
幹 部	Fabian Hernandez Ramirez（会長／President）

概要

1994 年に米国のベルサウス（BellSouth）の子会社として事業を開始したが、2004～2005 年にスペインの旧国営総合通信事業者テレフォニカが株式を取得、経営権を獲得している。テレフォニカが 67.5%、コロンビア政府が 32.5% の株式を所有している。

2012 年に各サービス部門のブランド名をモビスターに統一した。シェア順位は、固定通信市場では 3 位、移動体通信市場ではクラロ・コロンビアに次ぐ 2 位である。

放 送

I 監督機関等

1 情報技術通信省（MINTIC）

（通信／I－1 の項参照）

2 通信規制委員会（CRC）

（通信／I－2の項参照）

所掌事務

2020年2月より、「2019年法律第1978号（Law 1978/2019、通称ICT近代化法）」に基づき、放送分野を管轄。放送事業免許付与、番組規制を所掌する。

II 法令

2001年法律第680号

放送事業者の資本所有や放送コンテンツに占める外資の割合等につき規定している。

III 政策動向

1 免許制度

テレビ事業は「憲法」第365条により、公共事業と位置付けられており、放送局の開局に当たっては、CRCの割り当てる対応周波数の利用許可を必要とする。割当てを受けた事業者は、3か月ごとに利用料として、CRCに収入の1.5%を拠出する。ラジオ放送局への周波数割当・番組管理は、「2009年法律第1341号」第VIII章により、MINTICの所掌とされている。

なお、一放送事業者に対しての外資の上限は、資本全体の40%までとされている。

2 公共放送関連政策

公共放送Radio Television Colombia（RTVC）の設立規定である「1991年法律第014号」では、同社に対して広告放送を禁じている。

3 コンテンツ規制

番組規制

「2001年法律第680号」により、放送番組に占める国内制作番組の割合が以下のように定められている。

・全国放送：午後7時から10時30分までは70%以上、午前10時から午後7時までと午後10時30分から12時までは50%以上。

・地方あるいはローカル放送：放送全時間帯で50%以上。

4 地上デジタル放送

2010年1月に地上デジタル放送が開始された。2011年にANTV（当時、国立テレビ協会）は2019年までに移行を完了すると定め、2012年には新たな放送規格としてDVB-T2方式を採用した。

2019年5月、地上デジタル放送向け周波数利用許可申請手続を明確化する決定が発効したが、同年6月に ANTV（当時）が同年12月末に予定されていたアナログ停波を2022年12月末に延期することを決定した。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送では RTVC が4系統の全国放送を実施している。商業放送事業者は数百を数えるが、AMで全国放送を実施している大手ネットワークには、Radio Cadena Nacional があり、FM放送大手には、音楽番組を中心に複数の局を運営している Radio Super 等がある。

2 テレビ

RTVC が2系統で全国放送を実施している。商業放送事業者には、Caracol Television (CRC)、RCN Television 等がある。地上デジタル放送は、RTVC 及び民間放送の双方を含め、2019年には人口カバレッジが92.6%に達している。通信規制委員会（CRC）が2023年に発表した資料によると、有料テレビの加入者は630万人に達し、2021年から2.15%増加している。

3 衛星放送

2022年6月現在の加入者数は約130万である。米国ディレク TV (DIRECTV) 傘下のディレク TV コロンビア (DIRECTV Colombia) が最大手事業者であり、モビスター・コロンビアもインターネットとのバンドル・サービスとして DTH 放送番組の配信を実施している。

なお、政府は2014年10月、地上放送の非カバー地域に対し、公共放送を中心に DTH での番組配信を実施するプロジェクトを開始、10年間で306自治体に衛星放送システムを導入するため、7,050万 COP の予算を設定している。

4 ケーブルテレビ

2022年6月時点の加入者数は約400万である。クラロ・コロンビアとティゴ・コロンビアが2大事業者であり、両社は主にインターネットとのバンドル・サービスにより、有料放送加入者シェアの半数以上を占める。

V 運営体

Radio Television Colombia (RTVC)

Tel.	+57 (601) 2200700
URL	https://www.rtv.gov.co/

幹 部	Adriana Vásquez Sánchez (総裁／Director)
-----	---------------------------------------

概要

1991年に設立された公共放送事業者で、4系統のラジオ放送、2系統のテレビ放送を運営しているほか、地上デジタル放送を実施、難視聴地域への衛星配信も行っている。財源は政府からの給付金である。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) 情報技術通信省 (MINTIC)

(通信／I-1の項参照)

(2) 通信規制委員会 (CRC)

(通信／I-2の項参照)

(3) 国家周波数庁 (ANE)

National Agency of Spectrum

Tel.	+57 60 (1) 6000030
URL	https://www.ane.gov.co/
所在地	Calle 93 # 17-45, Pisos 4, 5 y 6. Bogotá D.C., COLOMBIA
幹 部	Miguel Felipe Anzola Espinosa (長官／Director)

所掌事務

「2009年法律第1341号」により設立され、MINTICあるいはCRCの諮問機関として、周波数管理に関する計画策定や事業者規制に関する助言や技術支援を実施する。

2 標準化機関

コロンビア技術規格協会 (ICONTEC)

Instituto Colombiano de Normas Técnicas y Certificación

Tel. / Fax	+57 1 607 88 88
URL	https://www.icontec.org/

所在地	Carrera 13 Nro. 97-75-Sede principal Carrera 37 N.º 52-95-Bogotá, D.C., COLOMBIA
幹部	Roberto Enrique Montoya Villa (会長／Executive Director)

所掌事務

1963年に設立された。国際的にコロンビアを代表する標準化機関として認められた民間非営利団体であり、国家標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）等の国際標準団体に参加し、コロンビア国内の標準化業務を所掌している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「憲法」第 75 条において、電波は公共の財産と定義されており、「2009 年法律第 1341 号」は、周波数管理について規定している。電波監理については、以下の 3 機関により実施する。

(1) 情報技術通信省（MINTIC）

「2009 年法律第 1341 号」第 18 条は、MINTIC の 22 の任務を規定し、電波監理関係では、周波数の政策、計画及び管理について実施するとして、周波数分配表の策定、周波数の割当監理、無線局免許の認可、周波数に関する国際条約の実行等を任務としている。

(2) 通信規制委員会（CRC）

「2009 年法律第 1341 号」第 22 条は、CRC の 20 の任務を規定している。電波監理関係では、以下のとおりである。

- ・電気通信サービスに関する基盤、ネットワーク及び関連サービスを提供する条件を定義する。
- ・通信網及びサービスにかかわる設備、端末等の重要な機器について、技術基準を策定し認証を行い、認証を行う国内及び国際機関を指定する。

(3) 国家周波数庁（ANE）

「2009 年法律第 1341 号」第 22 条は、ANE の 13 の任務を規定しており、電波に関する管理、計画、監視及び制御の技術面で MINTIC 及び CRC を支援するとされており、主な電波監理関係の所掌は、以下のとおりである。

- ・MINTIC 及び CRC の周波数管理、設計、監視、制御を支援する。
- ・MINTIC の周波数に関する計画、プログラム、公共政策について助言する。
- ・周波数の監視制御の最適なスキームを設計し推進する。
- ・周波数規制規則の違反を調査する。
- ・周波数の監視・制御・管理の新しい傾向により、周波数に関する規定を維持

する。

2 無線局免許制度

周波数の利用には、事前に MINTIC の認可が必要とされる。認可は、技術中立であり、技術は干渉を相互サービスに与えないこと、国際市場に整合していること、持続的な発展に貢献していることが必要である。

MINTIC は、関係者への公平な通知により周波数利用の認可手続を実施し、関係者に公正平等に与えられるべきである。また、周波数割当は、オークションに基づき実施される。

割当周波数の譲渡は、MINTIC の承認なしには認められない。承認のためには、電波利用の質、アクセス、社会的な利益が損われないことが必要である。

なお、最近数年間の周波数割当例としては、以下がある。

2019 年 12 月に 700MHz 帯と 2500MHz のオークションが実施され、結果は以下のとおりである。なお、700MHz 帯の帯域の取得者には、2025 年までに全国 32 省にまたがる農村地域の 3,658 の自治体に対し、4G への接続を提供することが義務付けられた。

- ・クラロ・コロンビア：700MHz 帯の 20MHz 幅と 2500MHz 帯の 30MHz 幅を取得

- ・ティゴ・コロンビア：700MHz 帯の 40MHz 幅を取得

- ・Partners：700MHz 帯の 20MHz 幅を取得。のち MINTIC との交渉により更に 2500MHz 帯の 20MHz 幅を 2020 年 5 月に取得

マルチバンド 5G 周波数オークションを開催することを 2023 年に検討している。ANE は 2019 年 4 月、計画中の 5G ロードマップに情報を提供し、5G 利用に適した周波数を確立するための公開協議を開始した。

公開協議を経て、2023 年 8 月 1 日、MinTIC は 5G オークション条件の決議案を発表した。この文書によると、同局は以下の帯域で周波数帯を分配する：700MHz (2×5MHz)、1900MHz (2×5MHz)、Extended AWS (3つの 2×5MHz ブロック)、2500MHz (3つの 2×5MHz ブロック)、3500MHz (4つの 1×60MHz ブロックと 8つの 10MHz ブロック)。

今後、MinTIC は「客観的な選定プロセス」を実施し、2024 年から 3500MHz 帯の 80MHz を地域レベルで追加割り当て、26GHz 帯も同様の割り当てを行うとしている。

また、MinTIC は 2023 年 4 月 19 日、決議 01505 により、拡張 AWS バンドに関する協議を開始した。この周波数帯は、1755MHz-1780MHz/2155MHz-2180MHz の 2×25MHz ブロックからなる。同局は、この周波数帯の分配は政府の 5G 戦略の一環であると述べている。

未使用 900MHz 周波数帯の空き状況について、2023 年 9 月、ANE は 900MHz

帯の未使用周波数帯のうち、モバイル利用に適した 38MHz を特定した。同監視局は、遠隔地にある ISP、農業会社、鉱業会社がこの周波数帯を利用することを希望している。2023 年の決議 648 によると、問題の周波数帯は 896MHz-915MHz/941MHz-960MHz であるが、905MHz-915MHz/950MHz-960MHz は 2026 年 1 月 1 日まで使用可能である。今後、周波数帯は MinTIC と連携して割り当てられる。

3 電波利用料制度

「2009 年法律第 1341 号」第 13 条により、電波を利用するためには、帯域幅、潜在的なユーザ数、カバレッジ、周波数需要、技術要素等に基づき算定された額を情報通信技術基金（Fondo de las Tecnologías de la Información y las Comunicaciones）に納める必要がある。

4 電波の安全性に関する基準

MINTIC は、通信・放送事業者を対象とした「2005 年政令 195 号」及び端末等の通信機器を対象とした「2005 年政令第 1645 号」によって、電磁界ばく露にかかわる規制を行っているが、その制限値は、ITU-T Rec. K.52 及び国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）での制限値と同等である。

5 周波数帯のワイヤレス・アクセス・システムへの活用

ANE は決議 737 を発表し、2020 年の決議 105 に 6GHz 周波数帯を構成する 1.200MHz を正式に追加した。これにより、同周波数帯をワイヤレス・アクセス・システム（WAS）に使用できるようになり、Wi-Fi 6/6E などの免許不要技術の利用が促進される。ANE は、5925 MHz から 7125 MHz の周波数帯で WAS 技術を使用するための条件を決定し、この帯域は屋内条件下でのみ使用可能であることを強調した。

III 周波数分配状況

MINTIC は、周波数分配表を策定、ANE が公表している。

2023 年の最新版の URL は以下のとおりである。

・
https://normograma.mintic.gov.co/mintic/docs/resolucion_ane_0105_2020.htm